

第三次安倍改造内閣は「憲法改正に手をつけるか」

平成 27 年 9 月 30 日

月例研究会

都市センターホテル・コスモスホール

櫻井よしこ 安保法制は難産の末、通りました。これから私たちは次のステップを考えなければなりません。そんな局面で、今日は日本国の重大事である憲法改正について、月例研究会を行います。田久保忠衛副理事長に加えて、自民党でこの人ほど憲法に詳しい人はいないだろうと言われる古屋圭司さん。九十六条改正のアイデアなどを生み出した方です。そして、憲法といえば日本大学教授の百地章先生。このお三方で話をすすめていきたいと思います。冒頭、基調講演といえますか、それぞれの方から、これだけは言いたいというお話をいただいてから、ディスカッションに入りたいと思います。まず、田久保さんから、なぜ今、憲法改正が必要なのかということについてお話しください。

田久保忠衛 私は憲法学者ではありませんので、国内情勢と国際情勢を合わせた全体の中から話したいと思います。はじめに、自民党に対して心配な点をあえて二つ上げます。

一つは安保法制で、自民党はどうしてあんなドジをやったのかということです。野党は「これは戦争法案だ」、「これを通したら、徴兵制になる」などと、俗耳に入りやすい PR をしました。とんでもない曲解をし、法案のことを何も知らない人、たとえば、男の子を持ったお母さんにはピットくるようなキーワードをバンバン出したわけです。これは、ちょっとやりすぎだなと思いました。それから、共産党の議員が、NHKの日曜討論の中で、「明日、国会の前で何時からデモをしますよ」と呼びかけました。野党の一つが公共放送を通じてこんなことをやっていいのでしょうか。異常なことが多すぎると思いました。

野党の異常な姿勢は、おそらく共産党のやり方だと思いますが、それにしても、そんなプロパガンダを潰せなかった自民党の PR はいったいどうなっているのでしょうか。

衆議院の審議をテレビで見えていましたが、法案の細かいことについて、これが具体例だなどと安倍さんは答弁していました。しかし、そんな小さなことではなく、「今、とんでもないことが日本の周辺で起こっているのだ」という説明がなぜできなかったのかと思います。

いうまでもなく、一つは北朝鮮、一つは中国です。中国は東京ドームの一七〇倍ほどもある人工の島をどんどんつくっています。そして、今でも中国の船が尖閣の周辺を毎日、航行しているわけです。しかも、これを押さえるべきアメリカが変わってしまいました。

オバマ政権の第二期は一回も軍事力を使っていません。安倍さんが一昨年、靖国神社に参拝したとき、アメリカは、「失望した」と言いました。日本の最高指導者の行動が周辺諸国の指導者を刺激する恐れがあるので「失望した」と言ったのです。

つまり、アメリカは「日本よ、変なことで周辺諸国を刺激してくれるな。そちらの紛争

に巻き込まれるのは嫌だよ」という姿勢にガラッと変わってしまったということです。

中国だけでなくアメリカも変わっているのです。

したがって、日本は憲法を改正しないとどうにもならないところにさしかかっています。しかし、憲法改正はすぐにできませんから、今の憲法の枠内でギリギリできることをするというのが安保法制です。逃げ腰のアメリカを引き留めておかなければならない。そのための集団的自衛権の行使でしょう。これも、公明党のブレーキにあって、制限的な少しばかりの改正しかできませんでした。それなのに、「この程度の改正ではたいした抑止力にならないが、それでもいいから通してくださいよ。この法案は戦争法案ではありえない。実際はこうだ」という説明がなぜできなかったのでしょうか。

衆議員も参議院の審議も、自民党のPRは「何をやっているのだろう」と疑問に思いました。衆議院の審議のときは、中国の脅威について何も言わずに、北朝鮮のことばかりでした。参議院の段階になって、突如、中国の脅威を言い出した。いかにも、不自然だと思いました。

これは自分で体験したことです。めでたく法律が成立した日の一週間前、ある集まりで、自民党幹部の方が「ようやく党のPRパンフレットができました」と、一つの袋に入っているものを配布していました。こんな大切なものを、採決の一週間前にやっとつくったのです。いったい何を考えていたのでしょうか。衆議院の審議の一週間前につくるべきではないのかと思いました。

野党のめっちゃめっちゃなPRに対する自民党の後手、後手の対応。これは多数党のおごりのようなものが自然に出てきているのではないか。古屋さんの前だからあえて申し上げておきます。

また、あれだけ、安保関連法案にエネルギーと時間を使いましたので、自民党は憲法改正への気力が萎えてしまったのではないか。そうだとすると、今の国際情勢の中で、憲法改正の絶好のチャンスが訪れているのに、自民党が少し弱気になると怖いというのが心配の第一点です。

それから、もう一つ。一部の新聞で、「池田路線に復帰するのか」ということが書かれていました。これが第二の心配点です。

岸信介首相の六〇年安保のときは、今どころの騒ぎではなく、大変な騒ぎでした。私も二十代後半で、農林省担当の新聞記者でしたから、国会の周辺のものものしい雰囲気を目撃しています。岸さんが退陣したあと、池田勇人首相は、安全保障を放棄して、所得倍増計画に移ってしまった。このあと、佐藤栄作首相は、沖縄返還を目標としました。では、誰が安保をやるのか。国のバックボーンは軍隊です。それを憲法で正式に認知していない国がどこにあるか。自衛隊をあるべき本当の姿にしないようでは、日本はあいかわらずアメリカの保護国、あるいは属国のままではないかということです。

つまり、安保でヤケドをしたあと、「糞に懲りて膾を吹く」ではありませんが、今度は経済だと言いました。アベノミクスは大いにやっていただきたいと思いますが、同時に、外

交・安全保障は国の基本です。池田路線に戻るなどということがあってはなりません。池田首相が出てきてから、自民党は安保にソッポを向いた路線が続いてきました。それが、今の宏池会にまでずっと引き継がれているのではないのでしょうか。

軽武装・経済大国への道は吉田ドクトリンだと言う人もいますが、こういう流れをひっくり返そうとしたのが安倍さんなのです。また、「平成の池田路線」に立ち返るようなことがなければいいと思います。

日本を取り囲む国際情勢を見れば、中国の拡大・膨張志向、アメリカの内向き政策、さらに、北朝鮮がミサイルで日本を射程に収め、いつでも撃てるぞと脅しています。そのようなときに、自民党の中から戦後レジームからの脱却をずっと唱えてきた優れた指導者がようやく出てきた。国内的にも、国際的に見ても、今こそ憲法改正の絶好の、あるいは最後のチャンスではないか。この時点で、憲法改正に向かって一挙に流れをつくらなければならないと思います。

櫻井 次に古屋さんにお話しいただきますが、田久保さんの主張はほとんどが古屋さんに対する質問でもあったと思います。よろしく願いいたします。

古屋圭司 私が初当選したのは平成二年です。そのとき、パンフレットに「日本人の手による憲法をつくる」という公約を入れました。そうしたところ、「そんなことを入れずに、地元の橋や道路をつくると、しっかり前に入れなさい」と支援者の方から叱られました。私はまだ実績もなかったもので、それに従いました。しかし、憲法は絶対に外せないと思って、最後の項目に入れたところ、猛烈な批判を受けました。当時は「憲法など言ったら、街宣車の右翼と同じじゃないか」という発想だったのです。

しかし、あれから二十五年経った今、安全保障に対する世界の環境が大きく変わりました。中国の拡張主義、覇権主義は目に余るものがあります。これは国会の中でも、はっきり指摘しています。

岩礁を埋め立てて、三〇〇〇メートル級の滑走路をいくつもつくるという脅威だけではなく、航空母艦も脅威の一つです。世界に二十隻ほどある空母のうち、アメリカが十三隻持っています。中国は一隻、中古を借りていますが、二〇一七年にもう一隻できます。二〇二五年には五隻にするという話もあります。航空母艦は、核以外では最大の攻撃武器です。そんな強力な「武器」をつくり、なおかつ、南シナ海に船の基地をどんどんつくっているのです。

確かに、衆議院の審議で総理はあまり中国のことに言及しませんでした。それには、いろいろ政治的な情勢がありました。しかし、参議院に移ってからは、しっかり言うようになりました。なぜでしょうか。戦略的な失敗や反省をこめて言えば、衆議院では、野党の理解を得るために、九十数パーセントを野党の質問に当てました。自民党は質問を遠慮したのです。それでも、野党はまったく理解しようとしせず、議論も噛み合いませんでした。そこで、参議院では、七対三ぐらいの割合で自民党の質問も入れたのです。その結果、佐藤正久議員ほか、自民党の国会議員が中国の問題、北朝鮮の問題をどんどん質問してきた

ので、そうした問題点について答えられたのです。実は、国会には、質問されていること以外は答えられないという変なルールがあります。質問されていないことに対して、自分の考えを主張できないのです。しかし、参議院では今述べたような戦術転換があったので、やっと中国の脅威についても言えるようになったのです。ですから、そこから国民にも少し理解していただいたのではないかと思います。

ただ、あくまでも憲法改正が本筋です。自由民主党が、昭和三十年に立党したときの精神である「自主憲法の制定」は脈々と生きています。しかし、憲法改正をしようと思ったら、国会議員の三分の二と国民投票で過半数を取らない限り、一言一句変えられません。これはすごく高いハードルです。

そこで、まず、民主主義の大原則は過半数でから、九十六条を「国会議員の過半数によって国民投票をすることができる」と改正することを考えました。それでも、いわゆる硬性憲法としての性質は保ち続けることができます。世界の例を見ても、国会議員の投票と国民投票の二つがあるという改正条件は相当高いハードルです。ですから、国民の理解が十分得られる。なおかつ、憲法改正絶対反対と叫んでいる人だったら、国民投票で反対票を入れてくださいと言えばいいことです。当時、まだ、ご存命だった土井たか子さんですら、これに反対はできないはずだと言いました。二年前、安倍さんが最初に総理に就任した当時は、この九十六条の改正を盛んに言いました。しかし、残念ながら、あまり国民の支持が得られませんでした。

私が何を申し上げたいかという、国会の過半数と国民投票というのは常識的な話ですし、論理的にもまともな提案です。にもかかわらず、国民の支持が広がらないのは、国民の中に、憲法を改正してはいけないという考えが深層心理に刷り込まれているということです。

私たちは、これを一つ一つ解消していかなければなりません。そして、その第一弾がこの平和安全法制でした。憲法で認められている集団的自衛権に、三つの条件をつけて、存立危機事態になった場合、極めて限定的に行使の容認をしましょうというところから始めたわけです。残念ながら、これもなかなか理解が得られませんでした。しかし、最近の世論調査をよく見ると、七割以上の方が、この法案が必要だと答えています。七割というのは、非常に重要な数字だと思っています。ただ、この国会で通すべきだったかという点では、まだ十分な理解が得られていないということです。

それから、今後、ASEAN諸国がこの法案に対して、大変高い評価をどんどん出してくることは間違いありません。ということは、反対しているのは、近隣諸国ではなく、近隣二カ国です。ということで、次の一番大きな国家的な課題の一つは、憲法改正にどのように着手していくかということだと思います。

総理はその腹を持っています。しかし、戦略的にどういう形を出していくのか。万が一にも、国会で三分の二がとれない、あるいは、国民投票で過半数がとれないという事態になったら、私たちが生きてる間に、憲法を改正することはほぼ不可能です。安倍内閣の

ときが、実現する最大のチャンスです。最大のチャンスだからこそ、絶対に失敗することがないよう、しっかりとした取り組みをしていかなければなりません。にもかかわらず、今回の平和安全法制ではいろいろと脇の甘いことをしたことについて、心からお詫びを申し上げたいと思います。

櫻井 ここで、百地先生にお願いしたいと思います。百地先生と私たちは、「美しい日本の憲法をつくる国民の会」をつくり、憲法改正の実現に及ばずながら一生懸命努力をしています。昨夜も、私、百地先生たちと五時間余り一緒にいました。百田尚樹先生やいろいろな方々と一緒になって、「憲法改正がなぜ必要なのか」というわかりやすいビデオメッセージをつくらうという作業を進めていたのです。百田さんは本当に元気で、一行一行、丁寧に手を入れるなどして、みんなで作業していました。十一月の「新しい国民の憲法をつくる国民の会」の大会には何とか間に合わせたいと考えています。百地さん、憲法改正についてお願いいたします。

百地章 私は憲法学者で安保法制に賛成するのは三人しかいないと言われた中の一人です。

実際は、もっとたくさんいます。名前を出せない人もいますが、そもそも憲法学者に意見を聞いたのが間違いだった。平和安全法制の問題はそもそも、これは集団的自衛権が入口で、ここでつまづいたのです。「集団的自衛権とは何か」ということを政府がきちんと説明できなかつたため、国民も理解できなかつた。これが大きな問題です。もう一つは、なぜ集団的自衛権の行使が必要なのかという、この二点です。

両方の問題とも、国民にわかるような説明がなかつたと思います。私は「木を見て森を見ざる」という言葉を使って説明してきましたが、集団的自衛権は、国際社会において行使される権利ですから、国際法が基準になるのです。各国とも国際法にしたがって行動する。根拠となるのは、国連憲章であり、さらには、慣習国際法です。

ところが、憲法から見ていこうとするから、何のことだかわからなかつたのです。「日本国憲法には、どこにも集団的自衛権など書いていない。ネス湖でネッシーを探すより難しい」などと言った若い学者がいました。だったら、アメリカの憲法を探してください。どこに集団的自衛権が書いてありますか。どこにも書いてありません。フランスもドイツもそうです。各国とも国連憲章にしたがって行動する。それがまず基本です。そのうえで、国家は主権国家として集団的自衛権の行使を制限することは可能です。あるいは、自ら禁止することも可能です。しかし、日本国憲法のどこを見ても禁止規定も制限規定もありません。ですから、わが国は集団的自衛権を当然行使できるということになります。

従来、集団的自衛権を「保有しているが行使できない」と説明してきた解釈そのものが、政治的な議論であって、法的にはおかしかつた。そんな議論などありえません。それを少しでも国際標準に合わせようとしたのが、今回の集団的自衛権の限定的行使容認です。

日本国憲法の下では九条の制約がありますから、普通の国並みの軍隊を持っていない。となると、集団的自衛権を行使するにしても一定の限界が出てくるだろうということから、政治的配慮も入れて、限定的行使ということになりました。つまり、実際にはわが国周辺

の公海上あたりまでがその範囲に入ります。そう考えれば、地球の裏側まで戦争に行くなど、ありえないことです。そのへんをきちんとなぜ説明しなかったのか。それに、先ほどから出ている国際状況のことですが、なぜ中国の話をもっと出さなかったのか。自民党の中には、中国の名が出せないような何かがあると聞きました。だから、安倍さんも最初にホルムズ海峡を出したのだと思います。そこで、国民にはますます理解が及ばなくなってしまった。これが間違いの元です。

不十分とはいえ、とりあえず安保法制が整備されたことで、もはや憲法改正は必要ないなどという人もいます。しかし、決してそんなことはありません。防衛・安全保障の問題にしても、われわれは九条一項のいわゆる侵略戦争の放棄、日本からは絶対戦争をしてはならないということは不戦条約と同じですから、これは厳守します。しかし、もし、日本が攻撃を受けた場合、日本を守るためには自衛隊が軍隊でなければなりません。ですから、九条二項の改正に手をつけなかったら、安全保障の問題、防衛の問題は解決しません。これはきちんとやっていきたいと思っています。

それから、もう一つ。憲法にはさまざまな問題があります。安全保障の面から言えば、九条の問題が出てきますが、特に今、注目されているのは緊急事態条項の問題です。もし、首都直下型地震が発生して、国会が開会できないような事態になった場合、どうなるのか。大規模テロということもありますし、最近ではスーパー台風という話もあります。そういった混乱時に対処するための規定が、どこの国の憲法にもあるといいでしょう。西修先生の調査によると、一九九〇年以降、世界で一〇二の憲法がつくられています。そのすべての憲法に緊急事態条項があります。したがって、これを何とか具体的な憲法改正案として提案しようと考えていますので、後ほどその考えを述べさせていただきます。

安倍総理の今後の進め方について、田久保先生が「経済だけでいったらダメだ」とおっしゃいました。私もそのとおりだと思います。ただ、一方で、安保法制という本当に大変な問題を解決して、今すぐに次は憲法改正だといっても、正直、国民がついてくるだろうかという不安な気持ちもあります。ですから、まず経済、景気をよくして国民の元気を取り戻すことです。国民の高い支持がなかったら、憲法改正はできませんから、その意味でも、経済に少しシフトするのは、やむを得ないと思います。ただし、同時に、憲法改正の問題にきちんと着手して、並行してやっていくということが大事だと思っています。

現実問題として、この一、二年の間に憲法を本気で変えなければいけないと思っています。これは半分冗談ですが、私、来年が定年ですので、それまでに何とか実現したいというぐらいの覚悟でいます。

常識的に考えれば、来年の参院選後に憲法改正問題が具体化してくるだろうと思います。

現在、衆議院では、自公合わせて、改憲勢力が三分の二を越えていますから、発議の点では問題ありません。しかし、参議院については、自公だけではとても及びません。ですから、まず、自公でもって参議院の三分の二を占めることが先決です。常識的に考えれば、来年の参院選で勝って、憲法改正に取りかかるのは、それからだというのわかります。

しかし、私たちはこれまで、来年の参院選に国民投票をぶつけるぐらいのスケジュールで考えてきました。二年前からささやかれていた、来年の衆参同時選挙あるいは参院選に国民投票をぶつけないければ、勝てないだろうという思いがあり、そう訴えてきました。しかし、安保法制の審議が長引き、だいぶ時間がずれてしまったために、秋の臨時国会では、憲法改正原案の具体的な審議に入ってほしいと思っていましたが、それができなくなってしまいました。参院選までもうあと十ヵ月しかありませんから、本当にできるのかという率直な気持ちをお持ちの方が多いと思いますし、私も正直大丈夫かなという気持ちもあります。それでも、今やらなければならないのは、なぜかと言えば、来年の参院選で自民党が勝つという保証はないということです。もちろん、安倍内閣の支持率はそれなりに高くありますし、自民党も支持率が高い。他方、民主党は上がるどころか、むしろ下がっていますから、今のままでいけば、自民党は大勝するだろうと思います。

しかし、現実は何が起こるかわかりません。本当に来年の参院選に任せてしまっているのだろうかという思いがあります。この点、現在の国会を見ると、衆議院では改憲勢力が三分の二を越えていますし、参議院でも党派別では三分の二に達していませんが、先の参院選後の報道によれば、当選議員の七四%ぐらいは改憲論者がいるわけです。次世代の党など、少数政党を合わせると、数字の上では三分の二は何とかいきそうな状況にあると思っています。

実は、講和独立後、衆参両院において、改憲勢力が三分の二以上の議席数を達成できるのは初めてのことです。これは、あくまで数字の上のことだけで、実際には大変な政治力が必要だと思います。しかし、政治力を使って、なんとか三分の二を結集して、憲法改正に打って出なかったら、絶好のチャンスを逃してしまいます。

そこで考えているのが、今後十ヵ月でもまとまりそうな緊急事態条項についての改正案です。昨年十一月五日、古屋先生が出られた憲法審査会において、共産党を除く当時の七党が緊急事態条項については賛成の態度を示したという大きなフレームができています。その枠の中で、各政党が反対できないような案をつくってしまおうということ、かなり具体的な案を考えています。

櫻井 先ほどから、国民の理解がないということがたびたび指摘されています。しかし、この実態を知れば、国民は早く憲法改正をしようと思うのではないかと思います。

私が「日本は戦後もっとも厳しいところに立たされている。中国の脅威が大変だ」と言ったところ、ペンシルベニア大学のアーサー・ウォルドロン教授は、「そんなのきなことを言っている場合じゃない。元寇のときから考えても、今が一番厳しい状況に立っている」とおっしゃいました。元寇つまり元の侵略を、日本は神風によって退けたわけですが、今はそういうわけにはいきません。田久保さん、現状の厳しさをお願いいたします。

田久保 私の視点は、ちょっと違っています。われわれは、ここで憲法改正ができるか、できないか、国内事情だけを見ています。自民党が今度の参院選で勝つかどうか。これも国内の問題です。むしろ、憲法改正をしなければ、日本は生きていかれませんから、自民

党が次も大勝することは重要な前提です。ただし、国内情勢だけではありません。

一つは、日本を挟んでいる米中はどういう動きをしているのか。九月二十五日に行われた習近平とオバマ大統領の米中首脳会談の結果はどうだったのか。

一つはサイバー攻撃です。中国によって、アメリカのリタイアした人も含めて、二〇〇〇万人以上の個人情報盗まれています。それから、一般企業では、パテントその他のヒントになるものの被害額が、日本円に換算して総額数千億円だそうです。これは、歴史はじまって以来の窃盗事件ではないですか。尖閣に中国の船が出てきたところの話ではなく、こういう盗みを働く国が隣にあるということです。オバマ大統領は、習近平主席との間で、高レベルの検討をすることに合意したと発表しました。これは何ですか。私は思わず笑ってしまいました。オバマは踏み込めないのです。その理由はわかります。踏み込んで、「犯人はわかっているぞ」と言えば、アメリカがどんな捜査をして、どんなことをしているか相手に知らせることになるからです。オバマはこうしたばかばかしい理由で、歴史始まって以来の窃盗に対して何もできないのです。

もう一つは南シナ海です。アメリカ、日本もそうですが、法治国家は「海洋自由の原則と法の支配」を基本にしています。中国は全然違う人治国家、人が治める国家で、法律は無視。中国は南シナ海で、ベトナム、フィリピン、ブルネイ、マレーシア、インドネシアといった国と係争中です。それを二国間で話し合おうと言っているのは強大な軍事力をバックにして、有無を言わず既成事実をつくらうとしているからです。これは「戦わずして勝つ」という孫子の兵法です。紀元前の兵法家の論法を用いてゴリ押ししてくる。こういう存在が隣にあるということは、小さな問題ではないと思います。われわれは、もう少し危機感を抱かなければいけないと思います。

それから、アメリカです。南シナ海については、オバマと習近平とがぶつかり合って、オバマは「中国の行動は容認できない」と言ったようですが、習近平は「南シナ海は太古の時代から中国のものだ」と反論しています。

昨年六月、シンガポールのシャングリラホテルで、各国の国防大臣が集まった国際会議（シャングリラ会議）がありました。実は、そこで中国の代表、王冠中人民解放軍副参謀総長が「太古」という言葉を使ったので、新聞記者が「それはいつのことだ」と聞いたところ、漢の時代だと答えています。漢の時代とはローマ時代ですよ。ローマ時代の理屈が今、通用するとなったら、世界はめっちゃめっちゃになります。そんなことを意にも介しないで、公の記者会見で、「太古の時代から南シナ海は中国のものだった。そこで何をやろうと勝手だ」と主張する国があるのです。これはもう、集団的自衛権の行使などというちょっとした変更とは、次元が違うということです。

それから、アメリカは弱いのではなく、実際は強いのです。軍事費だけで中国の五倍も持っていますし、軍事的なノウハウはもっとすごいと思います。戦後、世界でずっと戦った人たちの士気も他国とは違います。アメリカは軍人を大変尊敬してきましたが、日本は自衛隊を憲法九条で認知していません。これは、憲法九条の第一項がどうだ、二項をどう

変えるのかという話ではなく、九条で正式に自衛隊という国軍を持つと規定しなければならないということです。国民は自衛隊に対して、国家的な犯罪をずっと続けてきたと思います。国軍は国防という神聖な仕事に携わるということを日本人の共通認識にしていかないと、中国に対して、もうどうしようもなくなっていくます。

それから、アメリカは強いとはいえ、その中で、因数分解してみる必要があるでしょう。国防省はしっかりしています。アシュトン・カーター国防長官も、民主党、共和党に変わりなく国防に専念して、時と場合によっては、軍事力も振るうという姿勢を見せています。問題はホワイトハウスです。まったく力を使う意図、意志がありません。力を持っていても、使う意志がなければ、相手国に対しての脅威あるいは抑止力にはなりません。オバマは対外的な軋轢を避けようとする傾向があるのではないかと。オバマをアシストしているスーザン・ライス大統領補佐官も同じような傾向があるのではないかと思います。したがって、アメリカは今、欠陥のある国になっているということです。

いかなる所にも軍事力を使わないということがわかったので、中国は東シナ海に出てくるのです。シリアが内戦になるまで、オバマは何も手を打たなかっただけでなく、内戦になっても手をつけていません。そこに、ISなどという国際テロリストがつけ込んで、イラクとシリアの間にある地域を牛耳ってしまったのです。テロリストの実効支配地域は日本全体と同じくらいの面積があります。そして、ときどき金がなくなると、拉致して、脅かして、殺して、資金を国際的に集めている。こういう集団まで生まれたのです。あちこちでこういう緊急事態が起こっているのは、ホワイトハウスに軍事力を使う意図がなくなったからです。

したがって、容易ならざるところに日本は置かれているのだということを改めて強調したいと思います。その中で、一刻も早く憲法を改正して、できれば優先順位として、まず自衛隊を国軍にしてもらいたいと思います。自衛隊を国軍にしても、まったく危険がないのは、シビリアンコントロールが確立しているからです。日本には、重すぎるぐらいのシビリアンコントロールがあります。軍にすると、危険だというのはまったくのデマです。

それから、よく憲法を国際法に関連づけますが、国の生存よりも重要な国際法や憲法があるでしょうか。

極端な例を上げます。日本が真似をしてはいけませんが、イスラエルです。一九八一年にイラクのオシラク原子炉というフランスから持ってきた原子炉で、サダム・フセインが核をつくらうとしたとき、いきなり、これを完全に破壊しました。これは、主権侵害、憲法違反、国際法違反です。さらに、二〇〇七年、シリアのアサドが北朝鮮の寧辺と同じ原子炉を持ってきました。モサドは二年ぐらい前からずっと見張っていて、これもいきなり完全破壊しています。当然、これも憲法違反、国際法違反です。しかし、イスラエルの指導者は、「われわれが生存するためだ。国より重要なものはあるか。先制自衛として、これは許されている」と、うそぶきました。

これは、極端な例ですが、要するに、法律が上か、国家の生存が上かということです。

極端な例で、自分を問い詰めてみれば、今、日本にある、取るに足らない議論はみんなすっ飛んでしまうのではないかと思います。

櫻井 古屋さん、私たちは本当に厳しいところに立たされていると思います。このような危機感をはたして政治は共有しているのかということが一つ。それから、安保法制がようやく通りましたが、戦争法案だ、徴兵制だなどと言って、野党の情報戦略が与党より優れていたということもあり、自民党がエネルギーを使い果たしてしまって、憲法改正に向かう気力がないのではないかという心配もあります。だから、安倍さんはニューヨークの国連総会の場で、何があっても経済だと言いはじめたという見方もできます。自民党の中で、今、憲法改正についてどのような考え方があるのでしょうか。

実は、私、ある元大臣に「船田元さんを憲法改正推進本部の本部長から外すべきだ」と言いました。そうしたら、「いや、そうじゃない。船田君はロマンチストなのです」と言ったので、あきれてしまいました。ロマンチストで、罪が減じるわけではないと思いますし、危機感がちょっと足りないような気がしました。

古屋 自由民主党の党是には憲法改正、自主憲法制定というのがあります。それを否定しているわが党の国会議員はいないと思います。しかし、残念ながら、温度差があるのは事実です。だからこそ、これから、自由民主党を挙げて、憲法はどうあるべきかという全国運動を徹底的に進めていきます。そのことによって、平和安全法は極めて限定的な話であって、本筋は憲法改正だということまで理解を深めていけるのかどうか。少なくとも、自由民主党を支持してくださる皆さんには納得していただくという作業は極めて重要だと思います。

われわれが野党だったとき、主権回復六十年を機に、憲法改正草案を平成二十四年四月二十七日につくり、その後、Q&Aをつくりました。これが今、わが党の基本的な考えです。一部の議員には、「いや、私はあの議論に参画してないから反対だ」と言う人もいます。それなら、何が反対か、憲法審査会で大いに議論すればいいのです。

私は、この草案に基本的な考え方がほぼ網羅されていると思います。そのうえで、しっかりと全国の組織を通じて、議論をしていくことが大切です。これはぜひやりたいと思いますし、憲法改正推進本部の本部長に誰がなったとしても（その後、船田本部長の交代により、森英介元法務大臣が就任）、これは徹底的にやっていくべきだと思います。

確かに、総理は国連の演説の中では経済を強調しました。これは平和安全法制が国会を通り、わが党として最低限の対応ができたからこそ、次は経済だと言ったわけです。そのことによって憲法改正を放棄したという見方はまったくの見当違いです。憲法改正を戦略的にどのようにして進めていくのがいいのか。いろいろ考えながらやっていることは間違いありません。現実には、総理ともこの話はよくします。目指しているのは、あくまでも憲法改正です。

何から改正するのかといえば、本音の部分では九条が大本命だと思います。ただ、はじめに九条を改正するということで、本当に憲法改正が実現するかどうかという問題があり

ます。このリスクも同時に考えていかなければなりません。百地先生といろいろ話していますが、櫻井さんが代表している「美しい日本の憲法をつくる国民の会」と共通のテーマを出していくのが効果的、現実的ではないかと考えているところです。

昨年の十一月五日、衆議院解散の直前に憲法審査会が開かれました。そのとき、個人ではなく、それぞれの政党の代表として意見を言っていました。その中で、危機管理条項の内容についてはやや意見の相違がありましたが、危機管理条項が必要だという点では異議がありませんでした。そこで、七党の発言が終わったあとのフリートーキングの際、「この憲法審査会は良い悪いは別にして、歴史的に最大公約数で議論を進めてきたという経緯があります。今日の最大公約数は何かと言えば、危機管理条項です。今後は、この危機管理条項の議論を掘り下げていくべきですね」と私が言ったら、誰も反対しませんでした。ということで、政党の代表として言ったことは委員会の議事録にあり、まさしく公的の場で発言したことです。今後は、危機管理条項からしっかりやっていくべきだと思います。

今度の憲法審査会のとき、さまざまな学者が来て反対論をぶちました。

小林節教授は「お試し改憲」という趣旨のことを言われました。私は、「お試し改憲ではいけないのですか。問題ないと思いますよ。憲法改正というのはそういうものでしょ」と反論しました。要するに、憲法は絶対に侵してはならない「不磨の大典」ではないということです。世界各国は時代の変遷に応じて、憲法改正をしてきています。これが世界標準です。第三代アメリカ大統領トーマス・ジェファーソンの「憲法が固定的なものになったら、国民の発展、国家の発展はありえない」という言葉があり、あるいは、インドのネルー初代首相も同じようなことを言っていると、西修先生が著書の中で書いています。ですから、日本も憲法改正は、護憲派が脅しているような「戦争が起きる」という恐ろしいものではなく、時代の変遷に応じたものをつくりあげていくことが大切なのだということを理解してもらえるように伝えていく。まず、そこからスタートしていきたいと思います。

櫻井 大変、力強いお話でした。

今、慶応大学の小林節さんの話が出ましたが、小林さんは野党の参考人でした。そして、政府が通した安保法制はすべて違憲だとおっしゃっていました。彼は同じテーマについて、別の日に国会で、およそ以下のように言っています。

「私たちは大学という所でノビノビと研究している者です。現実の利害にはとても疎いのです。私たちは字面の研究をする、神学論争をする人間です。私たちの言うことと政府の利害あるいは意見が一致しないときは、どうぞ、そちらでご判断ください。神学論争する学者の言葉が政策を支配していいとは思いません」

日本の憲法改正や安保法制の不幸は、憲法学者の言うことがみんな正しいと思いこんでしまったことです。しかし、憲法学者というのは神学論争する人で、字面を学ぶ人なので割り切れれば、政治が日本国民の命をどう守るのか、日本国の領土をどう守るのかということを一だ目標に掲げて、判断をすればいいのだらうと思います。

憲法学者のミスリードによって、日本の憲法論議は、「日本国憲法こそ最も権威があつて、この憲法を凌駕する法規はないのだ」と多くの方々が考えているという傾向があります。百地先生、そんなことは全然ないということ。また、国際社会のことに国内のことは分けて考えなければいけないということをお話してください。

百地 はじめに、小林節さんについて、ひと言。これは個人攻撃が目的ではありません。彼の発言は影響力を持っていますから、あえて言っておきます。小林節さんは、かつて、『憲法守って国滅ぶ』という本を出して改定論者だと言われた人です。また、集団的自衛権について、最近調べましたら、二〇〇六年には集団的自衛権は合憲、二〇〇八年には違憲、二〇一三年には合憲、二〇一四年には再び違憲という立場です。どういう方でしょうか。こんな方に意見を聞くということ自体が、そもそも見識を欠いていると思います。

それから、朝日新聞のアンケート調査の結果によると、憲法学者の六三％は自衛隊を違憲だと言っています。自衛隊を違憲だと言っている人たちに集団的自衛権の合憲性を問うこと事態ナンセンスな話ですが、そういうことをやったわけです。

NHKの日曜討論のとき、水島朝穂早大教授が私の正面に座ったので、「あなたにとって、自衛隊は憲法違反でしょう」と言ったら、それ以来、発言が控え目になりました。そうした憲法学者に、違憲か合憲かを問うたことが問題だったのです。むしろ、これは国際法学者に聞くべきでした。さらには、国際政治学者です。政治学者は安保法制懇でいろいろ意見を述べていますが、国会ではそうした視点があまりありませんでした。

今の憲法の最大の欠陥は、国家というものが見えてこないこと。もう一つは、家族というものが見えてこないことだと思っています。国家という場合、戦後の憲法学の特徴は、国家論なき憲法学。つまり、国家は権力機構であると決めつけて、単に権力を縛るのが憲法だという議論が非常に広く行き渡っています。しかし、国家とは単なる権力ではなく、歴史的、伝統的な共同体で、これこそが本当の国家です。いわゆる、Nation という言葉に当たるものです。それから、一方では、統治機構としての国家、つまり政府があります。これは state に当たります。その二つの側面があると考えれば、国の姿かたちを示す憲法、歴史的、伝統的共同体の反映としての国の姿を示す憲法があつていいわけです。ところが、現行憲法にはそれが少しも見当たりません。他方、統治機構を前提にすれば、統治のルールとしての憲法があつていいということです。

その場合も、統治のルールは単に権力を縛るだけではありません。権力の正統性を担保するのも憲法です。行政権にしても、憲法によって内閣に行政権が与えられているから、内閣は行政権を行使できるわけです。それを縛ってばかりいたら何もできません。したがって、制限規範としての権力を縛る部分は大事ですが、一方で正統性を担保する憲法という発想がなくてははいけません。そういう理解がないために、憲法学そのものが非常に常識外れのものになってしまうのです。

ですから、国家の姿かたちが見えない今の憲法の欠陥を補って、国家論の立場から憲法を解釈するのが筋だと思います。九条解釈も条文そのままを厳格に解釈したら、確かに自

衛隊は憲法違反の可能性はあります。しかし、条文だけにこだわるのでは本当の憲法解釈ではありませんし、国家あつての憲法だという認識が大事です。不文の憲法が、国家は死すとも、武力を行使すべきではない、自衛権を行使すべきではない、と命じているはずがありません。今の憲法の下でも、当然、不文の憲法を踏まえた解釈が必要です。そのうえで、私は憲法九条を一種の政治的、弾力的なものとして解釈すべきだという理由で、憲法解釈をしているわけで、決して憲法学者のすべてが神学論争をしているわけではありません。

私は生きた憲法について論じているつもりです。そういう点から見れば、日本国憲法には欠けている所がたくさんあります。それを補うためにも、速やかに憲法を改正しなければならぬということです。

私の憲法改正の考え方ですが、本来は全面改正しなければならないと思っています。戦後体制を根本的に見直すためには、全面改正しかない。しかし、それは、現実的にも政治的にも困難だと思います。ただちに全面改正というわけにはいきません。

もう一つは、法制度上も、現在の国会法、国民投票法では、全面改正はできないことになっていますから、部分改正からスタートするしかありません。そこで、私がいつも言っているのは、憲法改正のテーマとして、まず、国家の根幹に関わるテーマ、国の再建のために不可欠だと思われるテーマでなくてはならないということです。

もう一つは、緊急性を要するもの。今、すぐにでも改正しなかつたら日本が危ないと思われるような緊急性を要するテーマです。さらに、国会の三分の二と国民の過半数が賛成できるようなテーマしかないだろうと思います。具体的には、憲法九条二項の改正と緊急権を新たに入れることを考えていますが、さらに絞っていくと、現実問題として、九条二項にすぐ手をつけるのは難しいだろうと思います。そこで、それに代わるものとして、主権国家にとって不可欠である緊急権条項は、GHQの反対によって、今の憲法に盛り込むことができなかつたものです。そういう意味でも、もう一度、主権を取り戻すために、象徴的な意味を持っていると思います。緊急権に絞って、憲法改正に取り組むべきではないかと考えています。

櫻井 百地先生から、具体的にどの条項から憲法改正に取り組んだらいいのかというご提案といいますか、アイデアが出されました。その前に「憲法は権力を縛るものだ」と、よく言われます。だから、憲法によって縛られている政治が、これを変えようとするのは許されない。ましてや、九十六条を改正して、憲法を変えやすくするのはとんでもないという議論があります。私は学者でもありませんし、ごく普通の常識的な人間として考えますと、憲法は確かに国を縛る面もあるでしょう。しかし、民主主義の私たちの国では、政治家を選挙で選ぶことによって権力をつくり出すという側面もあるわけです。国民が、てんでんばらばらに好き勝手なことを言っていたのでは、国はまとまらないわけです。政党なり、政治家を選挙で選び、その人たちに四年間あるいは六年間の権力を与える。その権力を責任を持って行使してくださいという側面があるわけです。

その意味において、自民党が国民に負託された権力によって、これからどのように憲法改正に具体的に進んでいけるのかどうか、古屋さん、お話をいただければと思います。

古屋 今、立憲主義の話がありましたが、「憲法守って国家滅ぶ」というのは絶対あってはならないことです。しかし、憲法審査会や予算委員会、あるいは今度の平和安全法制のときに学者の意見を聞いていると、国家を守ることより憲法を守るほうが大事だと考えている学者がほとんどです。

櫻井 その学者の方たちは日本が滅びたらどこに行かれるのですかね。

古屋 わかりません。もう、隣の家が火事になっているのに、救助に行っていないかどうか、よく考えろと言っている間に全焼してしまった。まさしく、そんなピエロのような話です。われわれは政治家ですから、いかにして国家を守っていくかということが最も重要なテーマだということです。われわれは、このことをまずしっかり捉えていくべきだと思います。

これは百地先生とも意見が一致していますが、緊急性が高くて、国民からの支持も得やすいということで、まず、緊急事態条項を国民の皆さまに提示することから始めていくことが一番だと思います。自由民主党の改正草案でも危機管理条項をつくりました。民間の団体の皆さんにも、ぜひ、そういったものをつくっていただき、われわれと連携して運動を進めてほしいと思います。日本の憲法に危機管理条項がないため、想定外のことが起きたときは、本当に無政府状態になってしまいます。国家としての統治機能が根本から失われてしまうという致命的な欠陥が今の憲法にはあるのだということを、国民の皆さんが共通の認識として持つということが極めて大切だと思います。

櫻井 私は憲法改正に対する理解が広がらないのは、現実を知らない人があまりにも多いからではないかと思うのです。安保法制がようやく通りましたが、これを通して、現実には本当にほんの少しの変化しかないのです。この安保法制を通す前の現実というのは、いったいどういう状況だったのか、一つの例をご紹介しますと思います。

一九九九年、北朝鮮の工作船が二隻、能登半島沖に現れたことがありました。

まず、海上保安庁が追いかけてきましたが、とても追いつけず、政府は初めて海上警備行動を発令したのです。そこで、海上自衛隊が追いかけるはじめたのですが、海上自衛隊は軍艦ですから、すごく早く、北朝鮮の船に追いつきました。そのとき、北朝鮮船二隻のうちの一隻がエンジントラブルを起こして止まってしまったのです。ほかの国なら、止まった船を拿捕します。しかし、自衛隊にはそのような権限が与えられていません。海上警備行動が発令されたにもかかわらず、自衛隊は軍隊という位置付けではありませんから、警察官の職務執行法の枠内で行動しなければなりません。これは、向こうが先に攻撃してこない限り、反撃もできないということです。自衛隊は怪しい船に対して、ただ質問をして呼びかけるだけで、向こうがそれに答えなければ、質問をし続けるしかないという状況で、対応に大変困っていました。ところが、この船が止まったので、船内に踏み込もうということになったのです。もしかして拉致された日本人がいるかもしれない。どうやって踏み込むのか、みんなで相談したそうです。自衛隊の船ですから、踏み込めば、必ず攻撃され

るでしょう。しかし、自衛隊はそんな状態を想定していませんし、軍事行動をするという前提になっていませんから、防弾チョッキが装備されていません。そこで、なんと、船の中にあったマンガ本をお腹の周りに巻いて入ろうということになったのです。隊長が最初に誰から行くのかと聞いたところ、みんなが一斉に手を挙げたそうです。隊長だった方は本当にありがたかったと述懐しています。誰一人いやだと言わなかったのです。みんながマンガ本を体に巻いて向こうの船に飛び移ろうとしたとき、幸か不幸かわかりませんが、北朝鮮の船のエンジンが動き出して、また逃げはじめたのです。追いかけても捕まえることはできませんから、結局、彼らを取り逃がしてしまったということです。

このことが意味しているのは何か。私たちは平和な日本に住んでいます。それは、誰のお陰なのか。まず、日米安保条約があります。そして、その下で、自衛隊が手も足も縛られながら、ものすごく危険な仕事に従事しているわけです。自衛隊員の命を犠牲にして、日本を守ろう、日本人を守ろうということになっています。いかなる国においても、こんなことが正常であってはならないはずです。こうした実態を事細かに、国民に知らせていけば、すぐに憲法改正が必要だ、安保法制もこの程度では不備だ、という意見になってくれるのではないかと思います。中国の脅威は、これから何十年間も私たちの前に間違いなくあります。

中国は西洋列強に浸食されていましたが、その西洋列強の価値観を日本が受け入れて、日清戦争を戦った結果、中国より上に立った。こうしたことに対する骨髄にしみた恨みを持ち続けています。彼らは今、この怨みをはらそうと、「中国の夢」とか「中華民族の偉大なる復興」といったスローガンを掲げて、拡大主義に走っています。この傾向はこれから何十年も続くと思います。その中で、最大のターゲットにされているのが日本です。こうした中国の脅威に加えて、アメリカが内向きになったということは、いろいろな意味で不幸ですが、これを、われわれが目覚めるチャンスにすべきだという二重の意味があると思います。中国の対日攻勢はずっと続くだろうと思いますが、このへんの対応について、田久保さん、お話をいただけますか。

田久保 これは西元徹也元統幕会議議長の話ですが、もし、尖閣諸島に中国人が上陸して五星紅旗を立てた場合、これを元へ戻すのは容易なことではないということです。簡単なことのようにみえますが、こうした恐ろしさを一番感じているのが自衛隊です。第一線でずっとやってこられた方が、今の防衛法制と現実がいかに乖離しているのかということで、大変危惧しています。

尖閣に五星紅旗を立てられたらどうするのか。今はどうしようもないでしょう。確かに、今度の安保法制で、多少は対応できるかもしれませんが、日本の軍隊はほかの国の軍隊とは違って自衛隊だということが根本的な差です。

いかに中国に対応するかということですが、これは単独では対応できません。現実の問題として、アメリカと一緒にやらないと対応できませんが、今、そのアメリカ、ホワイトハウスがどうも心許ない。アメリカの保守系新聞『ウォール・ストリート・ジャーナル』

が、九月二十五日、中国に対していかに対応すべきかについて、立派な社説を書きました。

オバマは姿勢を正して、まともな大統領に戻ってくれ、という忠告のような内容です。

二〇〇五年、ブッシュ政権の二期目にロバート・ゼーリック国務副長官が登場して、中国に「責任あるステークホルダーになってくれ」と言いました。ステークホルダーは利害共有者と訳しますが、ステーキは賭け金という意味で、ホルダーは支える物という意味があります。インディアンがネックレスや羽根などの貴重品をホルダーに乗せて賭けをしたというのが語源です。ステークホルダーというのは賭けをする人ではなくて責任者です。要するに、博打場の経営者になって、一緒にやろうという有名な提案です。そのとき、中国は平和的な台頭をしますと言って、両者はピタッと呼吸が合ったのです。ところが、その数年後から、中国はガラッと変わって、今のように帝国主義的な侵略国家になってしまいました。

これに対して、『ウォール・ストリート・ジャーナル』はオバマに「ステークホルダーになってくれというのはダメだ。中国とはどこかで一線引かなければならない」といった趣旨の苦言を呈しています。一線を引くというのは、たとえば、サイバー攻撃があったときには、攻撃をしている中国の企業を確定して、厳格な制裁措置をとるべきだ。また、中国は南シナ海で人工の島をつかって、その十二海里は領海だと主張しているが、そこは国際水域だから、認めないで、そこにアメリカの軍艦が堂々と入っていくべきだ。これは戦争ではないが、一線だけは絶対に譲らないよう、オバマは姿勢を正さなければいけない。そんなことが書いてあります。これは見事な社説です。機会がありましたら、ぜひ読んでいただきたいと思います。九月二十五日の社説です。

日本もこうした対応をしなければなりません、アメリカと一緒にやる以外には不可能です。憲法改正は自力でもできることですが、日本はその前の段階ですから、中国に対して、これ以上は許さないという線だけはこれから日米でしっかり引いていかなければならないだろうということです。

これは、実に現実的な解決策だと思います。

中国は何かを譲ると、これを弱みと見る。実際にそうです。弱みを見せると、ジワッジワッと出てきて、それを既成事実にしてしまい、そこから、また、一步一步、一センチ、一センチと出てきます。これは目に見えない交渉でもそうですが、領海とか領土についても同じことがいえると思います。そこで、これ以上はストップ、ここまできたら許さないという一線が必要なのです。ところが、『ウォール・ストリート・ジャーナル』は、それができるのはオバマではなく、おそらく次期大統領になるだろうと言っています。あと一年半ぐらいかかりますが、おそらくアメリカは立ち上がると思います。

ということで、サイバー攻撃には交渉など何もなしに、有無を言わず制裁措置を課すということをしなないと、どうにもならないと思います。日本の歴代内閣の中で、こうしたことへの対応をしているのは安倍政権だけです。

戦後七十年の談話について、いろいろ文句を言う人も出ています。私は月刊誌を全部読

みました。文句を言っている人は、理論的にはこうだ、満州事変はそうではないといった具合に、安倍談話を学術論文だと思っている人が多いのです。安倍談話はそうではなく、優れて外交文書であって、政治的な文章です。国際的にも国内的にも圧力を最低限に吸収した傑作だと思います。細かい点を言い出せば、東京裁判史観だ何だと言えますが、歴代の内閣であれほどの談話を出せた総理大臣はいません。今のアメリカの内向きを少しカバーする絶好のチャンスが訪れたのではないか。以上が中国にどう対応したらいいのかという櫻井さんの質問に対する答えではないかと思います。

櫻井 古屋さん、憲法改正をするときにも、なぜ憲法改正が必要なのかという理由が明確になっていなければならないと思います。もちろん、国際情勢が厳しいということもあります。そのうえで、憲法改正は日本国と日本国民の価値観や伝統などを凝縮したすべての根本でなければならないと思うのです。ただ、戦後、私たちは自虐史観というものを植えつけられ、日本人の価値観をことさらに言い立てるのは悪いことであるかのような意識を持ってきました。田久保さんの話の中で、中国の脅威に立ち向かうには、価値観が必要だということが出てきました。安倍総理の七十年談話もその価値観で貫かれていたということだと思いますが、自民党の議員の方々は、自民党のこれから憲法改正に取り組む姿勢として、価値観という意味ではどうでしょうか。

古屋 私は郵政で造反しまして、一年半ぐらい自民党から追い出されておりました。復党したとき、せめてもの罪滅ぼしということで、第一次安倍政権の最後のほうでしたが、「価値観外交を進める議員の会」というのを立ち上げ、多くの賛同者がありました。残念ながら、そのあと数ヶ月で第一次安倍内閣は終わってしまいました。価値観を共有する国々と連携をする。これが、まさしく安倍政権の掲げている根本です。また、田久保先生から、七十年談話を評価していただきありがとうございます。

私もこの談話は見事な内容だと思います。文字的にも、普通、一一〇〇文字ぐらいで書いたりしますが、四〇〇〇文字を超えているわけです。日本が近代国家として成り立ってきた歴史もしっかり踏まえたうえで、上手な言い方をしながら、最後は、お詫びをしていく宿命を次の世代に絶対負わせたらいけない、と結んでいます。要するに、これで謝罪は終わりだということをはっきり内外に訴えたわけです。実にいい総理談話だったと思います。日本は戦後、民主主義、法の支配、基本的人権、そして、積極的平和主義という四つの理念をしっかり掲げて、世界に大変な貢献をしてきました。これを安倍政権でさらに加速をしていくべきだと思います。そのための平和安全法制ですし、さらに憲法改正をして、四つの理念を世界に堂々と訴えていくという姿勢が必要だと思います。

今、安倍総理が四つの理念を共有する国々と連携して、価値観外交をしっかり推進していくということは、言葉を変えれば、憲法改正を視野に入れてしっかり取り組んでいますよという強いメッセージだということを皆さんにぜひ訴えたいと思います。

櫻井 難しい点は、今、戦後生まれの日本人が総人口の八割を占めていることです。若手の学者が書いたものを読んでみると、今の憲法は押しつけど、よくないと言われても、戦

後生まれの自分はリアルに感じる事ができないと言っています。確かに、アメリカが憲法をつかって日本人に与えた、ある意味、押しつけたということを実感している人や知識として身近に感じる事ができる人たちは、憲法を改正すべきだと思うでしょう。しかし、そうでない人たちに対して、憲法改正の必要性をどう説いていくのか。それには、いろいろな工夫があるだろうと思います。

まず、日本国憲法の根本に、日本人らしさが存在するのかということです。そして、私たちは、この憲法によって命を守ってもらえることができるのか、国土を守ることができるのか。そうしたことを、できるだけ具体的に話をしていかなければ、共感を得るのが難しいと思います。

百地先生、この点で、具体的にこういう説明をすればいいというアイデアはありますか。
百地 憲法が日常生活のどこに関わりがあるかと言えば、確かに抽象的ですから、具体的にはなかなか気づきません。そういう中で、一つは、やはり緊急事態です。というのは、緊急事態はわれわれの生存に関わる場合もありますし、国家の存亡に関わる場合もあります。そんな緊急事態に備えていない国はない。ドイツは自らの手で憲法をつくりましたが、当時は、イギリス、フランス、アメリカの占領下にありましたから、緊急権は連合国の手に握られていました。ですから、緊急権を憲法の中に取り戻すことがドイツにとって、主権回復を意味していたのです。もう一つ、国防軍を設置するということが主権回復の象徴的な意味を持っていました。

そこで、一九五六年に国防軍を設置し、一九六八年には緊急権制度をつくったのです。日本でも、緊急権は非常に重要なテーマだと思います。身近なところで、もし、首都直下型地震が起きて、国会が召集できない場合、どうするかという問題があります。

政府の公式見解によれば、今後、首都直下型地震が起きる確率は三十年以内に七〇%ぐらいだとかいわれていますが、何かピンとこない数字でしょう。

他方で、京都大学の藤井聡教授が「東日本大震災が起こった以上、この十年以内に首都直下型地震が発生してもおかしくない」ということを言っています。過去の日本の歴史を振り返ると、平安時代以降、四回ほど、三陸沖でマグニチュード八以上の巨大地震が起こっていますが、それと連動して、どちらが先行するかは別として、その前後、十年以内に必ず首都直下型の巨大地震が起こっているという歴史的な統計があります。その統計に照らすならば、三陸沖地震が発生した以上、首都直下型地震がこの十年以内にあってもおかしくないと言われているわけです。これは極めて差し迫った問題です。

東日本大震災のときには、あんな体たらくの菅政権でしたが、国民の道徳的な高さといったものに支えられて何とか乗り切りました。しかし、もし首都直下型地震が発生して、国会が集会できないような事態が発生したらどうするのか。

護憲派の人たちは、超法規措置でいけばいいと言いますが、超法規というのはまったくナンセンスです。日頃、憲法は権力を縛るものであると力説していた人たちが、いざとなったら、超法規措置でやればいい、権力を野放しにしたらいいいというのですから、矛盾き

わかりにくい話です。そこで、いかなる緊急時においても、きちんと立憲的に対処するためには憲法にその規定を置く必要があります。実は、自民党の改正草案の中にも緊急命令制度というのがあります。

緊急命令権というのは一番わかりやすい制度で、国家的な緊急事態において、国会や議会在が招集できないとき、あるいは機能しないときには、行政府の大統領、首相などが法律に代わる命令を出して危機を乗り切っていこうというものです。そして、後日、議会の承認を得ることで、民主的コントロールをかける制度です。イタリアやオーストリアなど、いくつかの国で採用しています。そのような制度は自民党の改正案にもありますし、田久保先生を中心に産経新聞が『国民の憲法』をつくりましたが、その中にも緊急命令制度があります。

この緊急命令制度について、確かに、憲法で緊急命令権を無条件に内閣総理大臣に認めるとなれば大変な議論になるだろうと思います。緊急事態になったら、首相がどんな命令でも発することができるというような規定になってしまったら、あまりにも包括的ですから、権力が暴走し国民の人権が侵害される恐れがあるという批判が必ず出てきます。

実は、民主党も緊急事態条項が必要だと言っていますが、それは危機においても人権を守るためだという考え方なのです。これは、まさに本末転倒ですね。危機を乗り切ることがまず基本でしょう。それによって国民の生命も安全も権利も保障されるわけです。危機を乗り切るためにどうするのかということより、まず人権を守ることが優先だと言うのは本末転倒ですが、それはともかく、そんな民主党でも乗ってくれるような案を考えてみました。

それはこういうことです。現在でも、法律の中には緊急命令制度というのがあります。緊急政令を発することができる規定がいくつかあります。たとえば、災害対策基本法という法律では、非常災害が発生した場合、総理大臣は災害緊急事態を発することができます。国会の閉会中という前提がありますが、その際法律にかわる緊急政令を発することができます。それによって、生活必需物質を調達したり、統制をしたり、あるいは、債務の支払いを延長したりといった緊急措置がとれることになっています。

また、国民保護法の中にも緊急政令制度があります。それから、新型インフルエンザ対策措置法という法律がありますが、ここにも緊急政令があります。そこで、こうした緊急政令を憲法の中に位置付けてしまおうというのが私の発想です。

実は、東日本大震災のときに、災害対策基本法の緊急政令が発せられなかったのは、国会の開会中だったことが一つの理由でした。しかし、政府の役人は「やはり、経済的自由、国民の人権、権利を制限するものですから、憲法上の権利をありきたりの法律でもって安易に制約することはできない」という趣旨の発言をしています。ということは、いくら法律だけつくっても憲法に根拠規定がなかったら、動かないということが実証されているわけです。

そうであるなら、現在、法律の中に定められている緊急政令を憲法に格上げする。つま

り、緊急事態宣言が発せられた場合、法律で定められた緊急政令を内閣が発することができるとの規定を憲法の中に設ければいいわけです。そうすれば、現にある法律制度を前提にしたものですから、過去にこれに賛成した政党はまず反対できないでしょう。

民主党あたりは、国会のコントロールの必要性や人権の制限が行きすぎないようにということを強調していますが、現に法律では緊急政令が認められているわけです。ですから、それをもとにコンセンサスを得ながら、緊急時のための制度を慎重に設計していけばいいわけです。

そして、内閣総理大臣が国会の事前、または事後の承諾を得て、緊急事態宣言をすることによって、これまではいわばオフの状態に置かれていた法律が生きて、オンになります。憲法の中にこの制度を盛り込めば、今ある法律が憲法によって根拠づけられるので、きちんと適用できることになります。こういう制度だったら、少なくとも、七党は反対できないのではないですか。このような発想に立って、緊急事態規定を何とか憲法の中に盛り込めないだろうかと、今、古屋先生たちと相談しているところですが、いかがでしょうか。

問題点は、これが百点満点の答えではないということです。想定外の事態にも対処できるというのが緊急権の本来の役割です。ですから、これでは想定外の事態に対処できないのではないかとという批判があるかもしれません。しかし、事前にいろいろな法律を整備しておけば、かなりの部分乗り切れるわけです。それさえもない現状を何とか克服するために、七〇点でも、八〇点でもいいから、まず一点突破するというところで、この緊急事態制度を憲法の中に盛り込むという改正はどうでしょうかというのが、本日の提案です。

櫻井 古屋さん、今の百地さんの提案ですが、七党もこのことは基本的に合意しているわけです。私たちは来年七月の参議院選挙にこれをぶつけるというのがおそらく一番いいタイミングなのではないかと民間の立場から考えています。安倍政権の間に、とにかく憲法改正をしなければ、そのあとどうなるかわからないという危機感もあります。もし、これが可能ならばいいのですが、そうでない場合のタイミングについて、いかがですか。

古屋 われわれは、選挙のとき、常に憲法改正には触れていますし、前回の衆議院選挙のときは九十六条を訴えたわけです。すでに選挙の公約で、具体的な条文についても言及しています。今、百地先生がおっしゃったことは、そうしたわれわれの従来の考え方と少し観点が違います。災害対策基本法の中にも、災害非常事態、災害緊急事態の場合、二十四条、二十七条、百五条など、総理が布告をするという条文がいくつかあります。たとえば、現在は憲法に人権の制約や居住の自由というのがあるので、非常事態だから、ここから移動してくださいと勧告しても、いや、憲法上保障された権利だから、私は動かないと言えます。しかし、緊急事態条項を憲法にしっかり記すということによって、そういうことはできなくなるのです。これならハードルがそれほど高くないというのが、百地先生のおっしゃったことの趣旨です。これは、傾聴に値する案だと思います。

そこで、今後は、そうしたやや踏み込んだ中身を、たとえば参議院選挙の公約の中に入れていくというのも、一つの考えとしてあると思います。選挙ですから、全国でいろいろ

な運動が展開されます。その中で、今の案を丁寧に説明していけば、憲法改正の近々のテーマということでは十分理解を得られるだろうという感じがします。

ただ、櫻井さんのおっしゃったことが、来年までに国民投票するというようなことであれば、今、参議院のほうで残念ながら、数が十分ありませんので、それは現実的になかなかできません。いずれにしても、具体的に提案することによって、自民党はそこまで、いろいろ考えているのだなということによって支持を得る。あるいは、賛同をいただける政党の支持を得ることによって、まず、国会議員の数を確保するというところから始めていくべきだと思います。

百地 今の話に関連していいですか。その点、七党がいちおう賛成しているという大枠はあるわけですね。それをフルに利用しながら、何とか政治力を発揮していかなかったら、憲法改正はできないと思います。私も産経新聞で、現行憲法と比べて、より良いと思われる憲法案を田久保先生や西修先生と共につくりました。しかし、それがすぐ実現するとは、もちろん思っていません。また、現実的に考えれば、戦後、七十年も経っているのに、憲法の条文を一字一句も改正できなかったという厳しい現実があるわけです。ですから、大きな理想を掲げることも大事ですが、第一歩を進めるためには、これだったら改正の可能性があるという着実な案を出すということも必要ではないかと思います。「いや、その程度のものではなく、もう少し壮大な改正案を出すべきだ」とおっしゃる方もいらっしゃるでしょう。しかし、それでは、いつまでたっても一歩も前に進まないと思います。それより、まず、第一歩を踏み出せるような案をつくるしかないのではないのでしょうか。その場合、先ほど古屋先生から紹介のあった七党の大枠を何とか利用していくことが必要です。私は政治の素人ですから何でも言わせてもらいます。今は小選挙区ですからそう簡単にはいかないと思いますし、参議院の場合にはまた、いろいろ事情があると思います。それでも、「次の選挙は保証するよ」くらいのことまで言って、一人でも多く憲法改正派の陣営に引き込むような政治力を発揮しなかったら、憲法改正という国家的大事業はできないのではないかと思います。ぜひ、頑張ってください。

古屋 今、百地先生が重要なことを言ってくれました。自民党ではそういう運動をしっかりやります。しかし、国会の中で、憲法改正の発議ができるのは憲法審査会です。これは法律上そう決まっていますので、私は憲法審査会でこの議論を進めていきたいと思います。

実は、去年の十一月五日にその議論があって、私が「七党全部が賛成したのだから、次はこれで行きましょう」と言ったところ、誰も反対しませんでした。しかし、残念ながら、その直後に衆議院が解散になってしまいました。そして、選挙のあとでは、新しい民主党の理事が出てきて、「今後は立憲主義といったことから議論していきましょう」、「総理の憲法観を聞きたい」というような“後戻り”から始まってしまったのです。本来、いくら解散があったとしても、委員会の継続性というものがあります。委員会で発言したこと、議事録に載っていることは、公的な立場での発言ですから、その政党が存在している限り、その見解はずっと継続するのがしかるべきなのです。そういう取り組みをすべきだったの

が、残念ながら諸般の情勢でそれができませんでした。私はあえて、憲法審査会の中で、百地先生がおっしゃったような提案をして、皆さんから意見を少しずつでも引き出していくつもりです。ゼロはいくらかけても一になりません。まずは、一にさせるということが憲法改正への現実的な路線であると思います。

櫻井 来年の参議院選挙で、とにかく自民党が勝たなければなりません。これは憲法改正のためにどうしても必要なことです。そのために、私たちは民間の立場から、なぜ憲法改正が必要なのかという話をいろいろな所でしていきたいと思っています。今日も、この会はその趣旨に沿ったものになったかしら、十分な内容があったかしらと思っているところです。ここからは、皆さまからのご質問を受けたいと思います。

会場からの質問 憲法改正ということになると、国民の目が安保法制以上に光ってくると思います。岸さんが昔、「声なき声」と言いましたが、「声なき声」を強くするためには、たとえば百地先生が産経新聞で連載しているようなやさしい解説をほかのマスコミでもやってほしいと思います。そして、憲法改正イコール九条です。「九条があるから戦争が起きない」という考えにどう対抗していくのか。周りをどう固めていくか。九条をどうするのか。政治家の立場、学者の立場からぜひ検討してほしいと思いますが、それについて具体的な方策を聞きたい。

櫻井 具体的な方策という点では、このセッションの中で、憲法改正をどうやって進めていくのかということを考えてきたわけです。本当に知ってもらわなければならないのは、私たちの国が今の法制の下で、できないのは何かということです。本当に人道的な難民の援助、救助さえも満足にできないといったことを知らせることが大事だと思うのです。

先ほど、工作船に乗り込もうとした海上自衛隊の人たちが防弾チョッキも与えられていない。本当に、生身を差し出し、自分を犠牲にしなければ守ることができないという状況から、なんとか変えようということが今回の安保法制でした。少しは変わりましたが、ほんのちよっとの変更でした。これで、どうして戦争ができるのでしょうか。「そんなことは絶対にできませんよ。徴兵制なんて、ありえませんよ」ということを、みんなが認識して、子どもや孫、そして、お友だちに伝えることが大事だと思います。これは政治家だけの責任ではなく、気がついた人たちから始めていくべきだろうと思います。

質問 自民党に要望したいのは、もう少し、透明性を持っていただきたいということです。徴兵制度のようなデマがなぜ、出てくるかというと、透明性が足りないからだだと思います。透明性がないから、国民が不安に思ってしまうのです。民主主義国家であれば、独り立ちする国家ということであれば、もう少し透明性をもって、国民に理解を持ってもらうようなやり方をさせていただきたいと思います。

それから、百地先生、緊急事態というのは、アメリカが中国と話し合った結果、日本との関係が微妙に変わってきたということですか。今、中国との関係や日本の置かれている状況が緊急事態だということでしょうか。

櫻井 透明性を確保するということがどういうことなのか。たとえば、野党の皆さん方が、

戦争法案と決めつけてしまい、徴兵制が実現されると言ってしまったとき、マスコミ、とりわけテレビがこれを本当に強調して報道したわけです。そうしたテレビや新聞を見たり、読んだりした人たちは、それを信じてしまうわけです。私は、ぜひ、安保法案の文言を少し読んでほしいと思います。

あの安保法案は、もともと、わかりにくく書かれていることが問題だと思いますが、安保法案の中身をよく知ってみると、たとえば、今、この安保法制が通る前の自衛隊がPKO部隊として、海外に行っています。二十三年前に派遣が決まったときにも、戦争をする国になるとか、殺す国になると言われました。それから、二十三年経った今、自衛隊のPKO部隊は、世界一すばらしい軍隊だと高く評価されています。たとえば、時期によって多少違いますが、今、南スーダンにおよそ三五〇人から四〇〇人の自衛隊員が行って、平和維持活動をしています。自衛隊の宿营地は国連事務所のすぐ隣の敷地にあります。そこで、もし、自衛隊が攻撃を受けたら、自衛隊の方々は自分の身を守ることはできます。しかし、隣の国連事務所が攻撃されたら、どうでしょうか。そこで働いているのは文民です。NGOの人たちもいます。この人たちを自衛隊が助けることは許されなかったのです。それは、武力行使になるからです。こんなこと、考えられますか。国連事務所が攻撃され、いわゆる文民が殺されたり、傷つけられたりしていたら、いかなる国の軍隊でも、すぐに駆けつけて助けるのは当たり前です。

こんな常識的なことさえも、自衛隊に勝手なことをさせると、軍国主義になって何をするかわからないという考え方で、今の憲法と自衛隊法ができていますから、本当にかんじがらめなのです。先ほども述べましたが、北朝鮮の工作船がきたとき、工作船だとわかっているにもかかわらず、自衛隊はそれを攻撃することができません。しかし、中に入って調べなければ、何が起きているかわかりません。日本人が拉致されているかもしれないのです。だから、船内に入ろう。しかし、自分たちは攻撃することも許されていない。もちろん防弾チョッキも武器もない。自分たちはきっと攻撃されるだろう。そこで、なんとか身を守るために、分厚いマンガ本をお腹の周りに巻いて行こうというような状態があったのです。これを今回の安保法制で変えたのです。にもかかわらず、民主党は政権を三年三ヵ月もつた、いちおう責任政党であったにもかかわらず、共産党や社民党と一緒にあって、これは戦争法案だ、徴兵制だと声高に言いました。どういう根拠で言っているのでしょうか。とりわけ民主党の責任は大きいと思います。このことが透明性を失くしているのです。

確かに、自民党の説明も下手くそでしたから、自民党にも責任はありますが、私はむしろ野党の責任は非常に大きいと思っています。ですから、透明性が足りないという人たちや若いお母さんたちが本当に心配しているというお気持ちはよくわかります。

美容院に行って、よく女性週刊誌を読みますが、そこには、徴兵だとか、殺す国へって、本当におどろおどろしい特集がいっぱい出ています。どうしてこういうことを書くのだろうかと思います。このように無責任なマスメディアにどう対抗していったらいいのか、私たちの悩みは深い。国基研のホームページをご覧ください。それから、私の主宰

している言論テレビに、さまざまな方々が出て、こうした話をいつもしていますので、そうした情報もおとりになっていただきたいと思います。

古屋 あとひと言。こういう法案が出ているとき、いろいろ説明しても、マスコミから間違ったプロパガンダを出されてしまいます。私たちは、この法案が通ったからといって、説明をしないことはありません。これからも丁寧に説明していきます。それによって、はじめて、皆さんが冷静に聞いてくれると思います。これはすごく大切だと思います。総理も今後、この法案の大切さ、重要さについて丁寧に説明していくということ明言しています。このことを自民党もしっかりと受け止め、間違っても透明性が不足だなどと言われないうように説明していきます。今、そういう方向になっているということをご理解ください。よろしくをお願いします。

それから、もう一点。確かにPKOの場合、たとえば宿営地に、国連の関係者がいて、自衛隊と一体になっていたら、武力行使ができます。では、「一体」という状態はどの範囲なのか。およそ二十メートルだということです。いちいち巻尺持って、二十メートルだから撃っていい。それ以上離れていたら撃ってはいけない。そんな議論が実際に国会であったのです。信じられない話だと思いませんか。たとえば、北朝鮮から逃げ出してきた日本人をアメリカ軍が助けて、艦船に乗せたとき、その船を金正恩が攻撃してきたら、自衛隊が反撃して助けられるのか。残念ながら、今の自衛隊では助けられません。どうするかといえば、その船と、相手が攻撃している船との間に割って入って、自分たちがまず撃たれることです。撃たれれば、攻撃できるという、こんな馬鹿な話はありません。

今度の国会で、われわれは極めて限定された範囲内の集団的自衛権の行使を容認するのだと言ったにもかかわらず、国会では、最初から憲法違反にすりかえて、おかしい、違憲だと、結局、最後まで交わることはありませんでした。ですから、これは平時にしっかり説明していくべきだと思います。

櫻井 もう一つのご質問は緊急事態のことです。アメリカと中国との関係が大きく変わっていて、これは日本にとって大変な危機だから憲法を改正しなければならないということと、百地先生がおっしゃった緊急事態とはどういう関わりがあるのか、それともないのかというご質問だったと思います。

戦後の日本の平和は、日米安保条約があったから可能だったということは認めざるを得ない事実です。日本だけの力しかなかったら、もしかしてソビエトに北海道を取られていたかもしれません。とにかく日本の戦後七十年の平和は日米安保条約によって守られてきたということがあります。

その日米安保条約を支えてくれたアメリカが今「もう、われわれはくたびれたよ。お金ももうなくなってきたよ。だから、われわれは海外での紛争に軍事介入をしない」という弱気な態度を見せています。

田久保さんが冒頭でおっしゃいましたが、オバマ政権の第二期になって、アメリカは一度たりとも軍事介入していません。本当にシリアで何が起ころうか、中東で何が起きよう

が、アメリカは軍事を使わない、使いたくない。このことは南シナ海でも同じです。おそらく、東シナ海でも同じになるのではないかと、私たちは心配しています。アメリカが、もう守ってくれない可能性が出てきた限り、そして、中国が百年の計画によって、建国の一九四九年から、百年後の二〇四九年までの間に、とにかく自分たちが超大国になるのだ。そして、最も憎むべきは日本だという気持ちを持って膨張している限り、私たちは、自分たちを守る力を自分たちで養わなければならないと思います。そのためには憲法改正が必要だということです。

もう一つ、それとはまったく別に、日本は災害列島です。世界の本当に大きな災害の二割以上が日本で起きています。このようなときに、百地先生がおっしゃいましたが、南海トラフの地震といったものも考えなければならない科学的な予測が出されているのです。その科学的な予測が当たるかどうかはわかりません。しかし、科学者が過去の経験から見ても、三十年とか、十年とかいった期間で来る可能性があるかと予測しているというときに、今の憲法のままでは、菅直人と同じことになるのです。

菅さんは何もできなかつたし、しませんでした。あの愚かな人は原発がもう爆発しようというときに、水素爆発とは何か、臨界とは何かというお勉強を官邸でやっていた人です。非常事態宣言も出せなかつた。出さなかつた。そんなことでは助かる人も助からないので、国家として災害が来る可能性があるのなら、それに備えましょうというのが、百地さんがおっしゃっている緊急事態条項による憲法改正だと思います。

古屋 おっしゃるとおり、これはあくまでも国内の危機管理、緊急事態です。国内で起きた場合だということだけは理解してください。

百地 緊急事態について、私は一番身近でわかりやすいテーマだということで、大規模自然災害を上げました。有事中の有事、最大の有事は外国から攻撃を受けた場合です。その場合には、現在、自衛隊法にもいろいろな規定があり、それなりに対応できます。

たとえば、防衛出動した場合には、自衛隊は軍隊並みに行動できます。病院施設を管理したり、物資を収容したり、さまざまな手続きが定められていますから、万全ではありませんが、とりあえず対応できます。しかし、自然災害に関しては、問題点がまだまだたくさん残っていますので、これにきちんと対応しようというのが緊急事態条項です。

もう一つ、危機管理や安全保障の問題は、いわば保険であって、貯金ではないということです。貯金なら戻ってきますし、何に使おうかなどと考えます。しかし、保険は、万一のためですから、むしろ使わないですむほうがいいわけです。その万一に備えてやっておくのが危機管理であり、安全保障です。緊急権というのは万一に備えて必要だからという発想で考えているわけです。

質問 学校で歴史を学びましたが、社会人になってさまざまな本を読むことによって、学校当時の歴史観とまったく違った、ある程度正しいと思う歴史観を身につけたと感じています。その歴史観に立って考えると、憲法改正は必ず必要だと思います。理想論をいえば、変えたいところはたくさんあります。緊急事態条項はすばらしい案だと思います。その

案を出したとき、今回の安保法案に反対した野党は、おそらく、また理由をつけて反対すると予想されます。それにどう対策をしていくべきか、具体的な案をお聞きしたいと思います。

櫻井 まず、古屋さんにお答えいただきます。

古屋 これは今後、国会の中でしっかり意見を集約させていくということに尽きます。そのためには、相手に逃げる機会を与えないようにギリギリ攻めていくということしかないと思います。どういう結論になっていくのかというのは国会の議論です。しかし、実際に憲法改正の発議ができるのは、憲法審査会しかありません。予算委員会でも、ほかの委員会でもできないのです。憲法審査会しか提案できないということだけは理解しておいてください。

田久保 反対勢力に対してどうしたらいいかというご質問だと思います。これは、逆に護憲派に聞いてみたらどうかと思います。かつて、評論家の福田恆存さんが言っていたことですが、護憲という本当に強い信念があるのなら、護憲派は今の憲法を絶対に変えられないように改正したらいいのではないかということです。「以上の憲法は未来永劫変えてはならない」という条項を一つつくればいいのです。それを国民投票に訴えたらどうでしょうか。そうしたら、護憲派は必ず負けると思います。

さらに、石原慎太郎さんは、憲法前文に、「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して」とあるが、これは、日本語ではない。「信義に信頼して」ではなく、「に」を「を」に変えるべきだと主張しています。そのためには国民投票が必要なのです。

一字変えるだけでも大変な仕事ですが、護憲派に今の前文読んでみて、「に」と「を」の違いがわからないのかと、向こうのコートに球を打ち込むことも必要ではないかと思うのです。

私は、ときどき、仕事をして寝つかれないことがあります。しかし、前文を本当に真剣に読み出すと眠気が出てきます。あれは、どう考えても日本語の文章ではありません。

護憲派の皆さんは、前文をよく読んでるので、ぐっすりお眠りになれるでしょう。といった、ちょっとおちよくれた、あるいは皮肉を交えた逆の攻撃も必要だと思います。もちろん、古屋さんと百地さんのような正当派の議論に加えて、別の角度からする一つのパンチも必要ではないかなと思います。

質問 改正するのは賛成ですが、まず、憲法学者の歪んだ考えをいかにねじ伏せるかということだと思います。彼らの考えが正しくないという国民のコンセンサスを得るためには丁寧に説明しないと非常に厳しいと思いますが、どうでしょう。

櫻井 憲法学者は、日本国の問題を多く扱うわけですから。そして、日本国憲法は、日本国内のことに適用されるものです。しかし、たとえば集団的自衛権、今回行使に踏み切りましたが、これは国際社会のことで、国際社会の出来事を決めるのは国際法、その最高のものが国連憲章です。

私たちは中国が南シナ海を埋め立てていることにものすごく怒っています。なぜなら、

中国はベトナムやマレーシアやフィリピンやインドネシアの領土権というものを侵して、他国の領土、領海を国際法に違反して盗んでいるからです。しかし、「とんでもない。われわれには、九二年につくった領海法という国内法があって、ここは全部中国の海、島であるということを決めているのだ」というのが中国の言い分です。国内法を適用して、南シナ海の約八割以上、九割近くを中国の海だと主張して、今この瞬間も埋め立てをしています。当然、私たちは怒ります。国際社会も怒ります。なぜ怒るのか。それは国際社会では、中国の法律よりも国際法のほうが優先するという原理・原則があるからです。集団的自衛権も同じです。国際社会において自衛隊が活動するのにに関して、国内の憲法がどうだということよりも、国連憲章がそれを許しているかどうかということのほうが大事なのです。国連憲章は許しています。それに対して、憲法違反だという国内にしか目を向けていない憲法学者は、ずいぶんおかしい人たちです。

どうして、こんな変な人が出てきたかという、百地さん、宮澤俊義さんの話をしてください。GHQの下で、まともな人たちがみんなパージされたところに入り込んできた二流、三流の学者や人物が戦後の日本の主流を占めたのです。そのうちの一人が東大の宮澤俊義という学者でした。彼は当時、法学部の憲法講座の教授でした。非常に頭のいい人だったということですが、彼は昭和三十年代、定年になるまでちゃんと勤めていました。これはもう、GHQのことをよく聞く「ういやつ」と認められて、憲法の主任教授になっています。今の日本の憲法学者は、ほとんどその系譜の中にあるわけです。だから、誰が考えてもおかしいことを言う変な人たちになったのだと思います。

百地 日本の憲法学者の多くは、日本国憲法から世界を見、日本国憲法から歴史を見ているのです。まさに「葦の髄から天井を覗く」という言葉のとおりで、日本の憲法しか目に入らない。そうではなく、世界の憲法から、そして世界全体の中から日本の憲法を見るという視点がまず必要です。これは横軸です。

さらにもう一つ、日本の歴史の中から日本の憲法を検証するという縦軸があります。今は、その縦と横の軸がないままに議論していますから、まるで世の中とはまったく無関係な、世間とズレたことを議論しているということです。それをただする必要があると思いません。

東大の宮澤俊義先生という方は、確かに、いわゆる学問的業績はズバ抜けて多く、頭のいい方だと思いますが、戦前も一度大きく転向し、戦後も一度転向しているという人です。彼は大日本帝国憲法改正について、日本側が進めていてGHQから拒否された、いわゆる松本案をつくるとき、実際の作業のおそらく中心メンバーだったと思います。ところが、その案がGHQに拒否されたとたん、新しい憲法は平和主義を中心にといい出して、マッカーサー草案を支持するような論文を書いたような人です。そういう人たちがずっと東大を占め、東大から誕生した学者が全国で多数を支配しているという構図ができています。私などは数からいったら、とても勝てません。しかし、理論的には必ずしも負けていると思いませんし、政教分離や外国人参政権、人権擁護法、女性宮家の問題な

どといった議論について、私は彼らに負けない議論をしてきたつもりでいます。

それから、実は、これは私が経験したことです、マスメディアについてです。今回、安保法制の問題で、日本記者クラブや外国人特派員協会でいろいろ話をしました。そのとき、熱心に取材してくれる記者がたくさんいました。こちらの主張にかなりよく耳を傾けたり理解してくれている人たちがいるのです。ただ、それが必ずしも紙面に十分に反映されないという状況が、まだまだあるようです。しかし、マスコミにもそういう方々がいるということで、私たちは、自信を持って、そういう人たちに訴えていくことも大事ではないかと思えます。

櫻井 西先生がひと言おっしゃりたいとのこと。

西修駒澤大学名誉教授 憲法学者で安保法制が合憲だと言った三人のうちの一人です。ひと言申し上げたいと思えます。憲法学者はせいぜい何百人です。もう、ここにいらっしゃる方々は、われわれから見ると、極めて良識的な「憲法学者」だと思っています。どうぞ、皆さん方、憲法改正に向けて、ご支持、ご声援をよろしくお願いします。

櫻井 本当に西先生のおっしゃるとおりで、憲法改正は国民みんなが関心を持って、きちんと見ることによって実現するだろうと思えます。

私たちは、来年七月の参議院選挙に向けて、憲法改正を何とか実現したいと思っています。もしかすると、そのタイミングは合わないかもしれませんが。しかし、衆議院では三分の二の議席があるうえで、何とか、来年の参議院選挙では、与党が三分の二以上を獲得して勝つということを考えています。その線上に憲法改正を考え、日本を本当の意味で再生していくということに挑みたいと思えます。今日は、本当にありがとうございました。